

岩手県選挙管理委員会告示第23号

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p style="text-align: center;">(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p>第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>開示の実施に要する費用に相当する額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(第三者に通知する事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するも</td> <td>閲覧若しくは視聴又は複製物の交付</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するも	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付	<p style="text-align: center;">(開示請求書に記載することができる事項)</p> <p>第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に規定する開示請求に係る行政文書について、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(1) <u>求める開示の実施の方法</u></p> <p>(2) <u>岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター、行政情報サブセンター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情報コーナー（以下「行政情報センター等」という。）における開示（写し等を送付する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日</u></p> <p>(3) <u>写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨</u></p> <p style="text-align: center;">(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p>第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>手数料の額及び行政文書の写し等の送付に要する費用に相当する額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(第三者に通知する事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(開示の実施の方法)</p> <p>第5条 行政文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政文書に限り行うものとする。</p> <p>(1) <u>文書又は図画の閲覧 行政情報センター等において閲覧することができる行政文書</u></p> <p>(2) <u>文書又は図画の写しの交付 委員会又は知事が保有す</u></p>
電磁的記録の種別	開示の実施の方法				
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するも	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付				

の（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）又は行政情報サブセンター地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの

2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、委員会又は知事が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
---	-------------------------------------

（開示を受ける者が申出をする事項）

第5条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) [略]

る乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる行政文書

(3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター等内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの

(4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、委員会又は知事が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの

（開示を受ける者が申出をする事項）

第6条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) [略]
- (3) 行政情報センター等における開示の実施を求める場合にあっては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日
- (4) 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(費用負担の額)

第6条 条例第22条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第22条第2項の実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

別表第1 (第6条関係)

区 分		金 額
1 乾式の複写機により用紙に複写したものの交付 (日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	用紙1枚につき10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー	用紙1枚につき40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 (収支報告書等に限る。)		光ディスク1枚につき80円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 (収支		光ディスク1枚につき170円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額

(領収書等の写し等の複製物の作成に要する費用に相当する額)

第7条 開示を受ける行政文書が政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第2項の規定により提出された同項の領収書等の写し若しくは領収書等を徴し難かった支出の明細書、支出の目的を記載した書面又は振込明細書の写し (以下「領収書等の写し等」という。) である場合であって、別表の左欄に掲げる開示の実施の方法により開示するときは、条例別表の当該複製物の作成に要する費用に相当する額は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

(送付に要する費用の納付)

第8条 写し等を送付する方法により行政文書の開示を受ける者は、条例第22条第3項の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

別表 (第7条関係)

開示の実施の方法	金 額
1 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき80円に領収書等の写し等1枚ごとに10円を加えた額
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき170円に領収書等の写し等1枚ごとに10円を加えた額

報告書等に限る。)	
4 1 から 3 までに掲げる以外のもの の交付	当該交付するもの の作成に要する費用 に相当する額

備考 2 及び 3 の項の規定による交付は、委員会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り行うものとする。

別表第 2（第 6 条関係）

開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき 80 円
	2 1 に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも の写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し（日本産 業規格 A 列 3 番の 大きさまでのもの に限る。）	白黒 1 枚につき 10 円 （両面に複写し た場合にあつて は、20 円）
	2 1 に掲げる以外の写し	カラー 1 枚につき 40 円 （両面に複写し た場合にあつて は、80 円）
		当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。